

第七十八回国会 参議院 大蔵委員会 会議録 第四号

昭和五十一年十月十三日(水曜日)  
午後三時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 岩動 道行君  
理事 戸塚 進也君  
中西 一郎君  
野々山 一三君  
矢追 秀彦君  
栗林 卓司君

委員 青木 一男君  
糸山英太郎君  
河本嘉久蔵君  
嶋崎 均君  
高橋 富貴君  
嶋山 威一郎君  
松垣徳太郎君  
藤川 一秋君  
宮田 輝君  
大塚 喬君  
福岡 知之君  
藤田 進君  
村田 秀三君  
鈴木 一弘君  
近藤 忠孝君  
渡辺 武君

政府委員

大蔵政務次官 斎藤 十朗君  
大蔵省主計局次長 加藤 隆司君

事務局側

常任委員会専門員 杉本 金馬君

参考人

全国銀行協会連合会副会長 伊部恭之助君  
公社債引受協会会長 村田 宗忠君  
慶應義塾大学教授 大熊 一郎君

本日の会議に付した案件

○昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案(第七十七回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)  
○委員長(岩動道行君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案を議題といたします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

参考人の方々に、御多忙のところ大変御無理を申し上げ、本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼申し上げます。

次に、これからの会議の進め方につきまして、まず伊部参考人、村田参考人、大熊参考人の順で、お一人お一人十五分程度御意見を述べさせていただきます。その後委員の方々からの質疑にお答えをいただくという方法を進めてまいりたいと存じますので、各位の御協力をお願いいたします。

○参考人(伊部恭之助君) 伊部でございます。ただいま委員長から御指名をいただきました全国銀行協会連合会の伊部でございます。

本日は、財政特例法案につきまして、私どもの意見を述べようという御趣旨で呼び出しをいただいたわけでございますので、特例国債を含みます国債問題一般についての見解を述べさせていただきます。

御高承のとおり、日本経済は、この春ごろには二年有余に及びます長期不況からようやく脱し、まして、回復への足がかりをつかむことができたと思われておったのでございますが、それもつかの間でございまして、夏場以降早くも景気は中だるみの様相を呈してまいりました。今後二歩進んで一歩退くというような歩調を続けるものと考えるのでございます。これは基本的には、石油危機の後遺症がまだ尾を引いているからにはかならないと存するのでございます。

すなわち、今日の日本経済は、資源の制約、環境問題、コストインフレ等を基本的な背景といたしまして、減速経済への移行を余儀なくされておるわけでございますが、これに伴いまして家計、企業、財政の各部門とも引き続き厳しい調整を迫られておるわけでございます。この間にございまして、インフレの抑制と景気の特長的な回復を通じて、国民生活の安定を期するためには、政策運営面のよろしきを得ることがどうしても必要なこととなるわけでございます。

こうした観点からいたしますと、五十一年度予算におきましては、限られた財源のもとで財政の効率化を図りつつ、景気浮揚の面にも御配慮をいただいております。またここに適切な措置と存じます。

本予算では、七兆二千七百五十億円の国債発行が予定され、うち三兆七千五百億円は特例国債となることが避けられないことと存じます。これは長期にわたる経済の停滞の結果、歳入が大幅に減少したためでございまして、まことにやむを得ないものと考えるのでございます。それだけに、現在財政特例法案の成立が、心理的にも実面的にもその影響が懸念されているという今日の事態は、私ども憂慮すべきものと考えます。したがって、私どもも早く成立する次第でございます。したがって、先生方の御審議を経まして財政特例法が一刻も早く成立するようお願いを申し上げます。これが成立し

たしました際には、私どももいたしまして、経済の安定と国民福祉の充実という見地から、国債の引き受けにつきましては、できるだけ極力御協力してまいりたいと考えております。

しかしながら、特例国債の発行につきまして、国民経済的な観点から見まして二、三考慮しておくべき問題があるように存じます。

その第一は、インフレーションとの関係でございます。すなわち、国債発行による財政支出の増加という直接的要因のほか、それがいわゆるマネーサプライ、すなわち通貨供給の増加をもたらす、さらにはその波及効果といたしまして総需要の増大が生じ、これが相まちましてインフレをもたらし懸念があるわけでございます。特にわが国の国債は、その大半を銀行が引き受けており、それが、理屈の上では、銀行が引き受けた場合は、それと同額だけ銀行の信用創造による政府への資金供与となり、財政支出の増加を通じてマネーサプライの増加をもたらすこととなります。これが直ちにインフレにつながるというところはございませぬにしても、国債の大量発行下におきましては、通貨供給、総需要のコントロールを初め、御当局の政策全般にわたる適切な取り扱が非常に重要になってくるのではないかと考える次第でございます。

第二は、国債の大量発行によりまして、民間金融に支障が生じるのではないかと、いわゆるクラウディングアウト、すなわち公共資金によりまして民間資金圧迫の問題がございまして、幸いにいたしまして、これまでのところ、こういった民間資金が公共資金によりまして圧迫されておるといふようなことは表面化してはおりませんが、これは民間の資金需要が鎮静化しておることによるのでございます。しかしながら、この年明けとともに、企業の資金需要の増加傾向が表面化してくるというのが現在の一般的な見方でございます。

て、そこへ大量の国債が重なりますと、民間の資金需要が圧迫されるのではないかと、懸念がこうして起こつてくるわけでございます。確かにこうした状態が長期間継続されまうと、この問題も出てまいりまして、この当面の問題に限って申し上げましようが、私どもといたしましては、御当局の御協力のもとに企業や個人、あるいは地方公営局の御協力のもとに必要とする資金の貸し出しにつきましては、万全を期していきたい所存でございます。また、事業債の消化にも従来どおり御協力を申し上げます。

第三の点は、国債の増発が金融市場に及ぼす影響でございます。国債の発行によって民間から吸い上げられました資金は、いずれ財政支出の形で民間に支払われ、政府と民間の収支は均衡するわけでございますから、国債発行は、金融市場にとつては、年度間を通じて見ますと中立的な作用をするというふうに申せるわけでございます。しかしながら、月々の動きを見ますと、国債発行と財政支出の間にはタイムラグがございますので、必ずしも毎月収支とんとんというわけにはまいたりません。つい数年前までは月間の国債発行量がたかだか二、三千億円でございましたのに対して、最近では月によつては一兆円になんなんとする国債が発行されておまして、月々の市場の繁閑が増幅されるおそれが大きいわけでございます。特に財政法の成立がおくれ、国債の発行がぐずり込んでまいりますと、金融市場の逼迫する結果、年末以降にしわ寄せ発行される結果、金融市場に不測の混乱が生ずる懸念もあるわけでございます。この点市場の繁閑に応じた計画的な御発行を、特にお願いをする次第でございます。

さて、以上るる申し述べましたように、本年度の特例国債の発行につきましては、経済金融面との関係から見まして全く問題がないというわけではございません。しかしながら、政策運営のようしきを得ることによつて、いずれも解決は不可能ではないのでございますので、国民生活と雇用の安定のため、景気の着実な回復を図るという現下

最大の国民経済的課題を実現していくためにも、特例国債の発行は必要やむを得ないものと考え、次第でございます。

ただ、財政法第四条のたてまへは、決してないがしるにすべきものではないと存じます。特例国債はあくまでも緊急避難的なものと考え、こうしたことが慣性に流れることのないことを前提といたしました上で、今年度の国債についてもお引き受けをしまいたいと考えておる次第でございます。その意味では、特例国債が昨年度に引き続き、今年度も先生方の慎重な御審議を経ておりますことは、この精神に基づくものと存する次第でございますが、特例法案は、予算案と表裏一体をなすものでございます以上、財政の円滑な運営を期するためには、できるだけ速やかにその成立を図ることがぜひとも必要と考える次第でございます。

なお、特例国債の消化につきましては、建設国債とは別途処理されるように伺っておるわけでございますが、ぜひともそのようにお願いしたいという存じます。

最後に、国債の大量発行に関し、私ども国債の最大の引き受け機関として本席をかりて申し添へさせていただきますことがございます。それは国債の発行に当たりましては、ぜひとも市場原理を尊重していただきたいということでございます。特例国債を含みます大量の国債発行が続きますと、国債を引き受ける金融機関といたしましては、それが運用資産として採算に乗り、かつ重要な準備資産として必要に応じて容易に流動化を図ることがよりまして、経営の弾力性が維持されることが不可欠となるわけでございます。また、国債を魅力あるものにして消化層の多様化を図る必要がございます。さらにはインフレとの関係から見まして、常に国債発行の歯どめという点にも十分留意してまいらなければならないと思うのでございます。

こうした種々の条件を満たすために、そのためには国債の流通市場を整備するとともに、そこに置きまする市場実勢が尊重されるようにならなけ

ればなりません。そうなれば、国債の商品魅力も向上し、消化層の多様化も進むとともに、発行量への歯止めもできるでございましょう。これを要しますに、国債の発行がブライスマカニズムにのっとって行われることが最も基本的な前提条件となるわけでございます。

これをもちまして私の意見陳述を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長（岩勳道行君） 次に、村田参考人にお願  
いいたします。

○参考人(村田宗忠君) 私、公社債引受協会の村田でございます。委員の諸先生方におかれましては、平素来から金融資本市場の諸問題につきまして何かと御高配を賜っておりまして、この席をかきまして厚くお礼申し上げる次第でございます。

さて、本日は、昭和五十一年度の財政特例法案につきまして意見を申し述べるようにということとでございますので、二、三申し述べさせていただきます。

何分にも背景をなしますところの經濟の現状でございまして、せつかくの景氣回復基調を財政面からものはつきりと裏打ちをするということが必要であらうかと、このように存じておる次第でございまして。御承知のとおり、わが國の經濟は、昨年一―三月をボトムといたしまして、この一年半の間一応は順調に回復軌道に乗ってまいったかと思ふのでございます。しかしながら、いま一步その背景に立ち入ってみますと、今後について申しますならば、必ずしも手放しの樂觀も許されないのであるまいかと、かように存ずるのでございます。と申しますのも、御高承のとおり、今回景氣の回復のリード役と申しますか二つの要因、つまり、個人消費と輸出であらうかと存じますが、それがどうやらその効果を一応一巡させてしまった、そうう

幅な消費の落ち込みがございました。景気回復の足を引っ張る要因になっていたわけではなからうかと思われませんが、それも現状ではすでに前の水準に戻っておりまして、したがって、個人消費の伸びもそれに対応いたしまして、一応のところに落ちついてまいったのではないかと、このように存ぜられますので、当面これ以上の期待もできにくいのではないかと、かように存じております。

それでは、景気回復をリードしたい。いま一つの要因でございましたところの輸出でございますが、これはどうかというと、これも昨年が低かったために、何と申しますか、げたを履いているとでも申しますか、前年同期比ではなおかなりの伸びがあるわけでございますけれども、絶対額で見ますと、この三月をピークにいたしまして高水準ながらすでに横ばいの状況に入っておるようでございます。一月以降の輸出の急増は、アメリカの景気回復に支えられたものであることは申されておるところでございますけれども、その後アメリカの経済も次第になだらかな上昇に移つてまいりました。それを考えますと、輸出にもそうういうこれらの期待をかけるわけにも一概にまいらない、このように存じます。景気中だるみ論が言われております現状の中で、今後とも順調な景気回復を期待するといいたしませば、どうしても消費、輸出にかわる第三のリード役といたしまして、これが必要であらうかと思うのでございます。それに民間設備投資にも余り期待が持てない現状でございます。この役割りを担い得るものはと申し上げませば、財政ということに相なろうかと存ずるのでございます。この五十一年度予算と一体をなしております本財政特例法案の速やかな成立によりまして、景気回復に水を差されるといったことが避けられますように、切に御期待申し上げる次第でございます。

申し上げたいことの第二は、本財政特例法案に  
関連いたしました生ずる国債発行ペースのタイム  
ラグと資本市場との関連でございます。私どもは  
国債を初めといたします公社債の発行につきまし

ては、かねてからできるだけ上期中に前倒しきみに御運賃願いたいというのを御当局に要望してまいっておりますわけでございます。それと申しますのも、下期に入りましますと、民間資金需要が回復してまいりました場合に、金融市場、発行市場におきまして、公共資金と民間資金との競合がかりそめにも起こることがないように、こういう念願からでございます。ただ、目下のところは、景気回復のスピードがやや鈍っております。設備投資も足踏み状態にあるというふうなことから、当面はそうした意味の心配はまああなからうかと、かように存じておりますのでございますが、季節的には金融が緩む時期でございます。こうした緩む時期を迎えながら、一方では特例国債の発行がでないというふうなやや変則的な状態が今後とも続くといえますと、特例国債の完全な消化につきまして、かなり困難な状況に伴う懸念がないでもない、このように存する次第でございます。幸いに九月、十月の個人消化につきましては、何とか個人消化予定額だけは、大幅にふれることのないように御配慮をいたしておりますが、こうした意味合いからも、予算と特例法案とは一体をなすものであるという点につきまして、今後とも格段の御配慮をいただきますならば、私どもの立場といたしましても、大変に幸いでございまして、お願い申し上げます。かように存する次第でございます。

最後に、この席をおかりいたしましたので、申し上げました国債の個人消化につきまして、若干近況を御報告申し上げます。諸先生方の御理解を賜りたい、かように存する次第でございます。御承知のとおり、私も証券界は、昭和四十一年に建設国債が発行されて以来、この十年間国債の個人消化にはずいぶん苦勞しながら努力を重ねてまいりました次第でございます。その額は今日まで、大した数字でもないでございますけれども、累計で一兆八千億円、通算いたしまして発行額の約一％、これを個人に消化してまい

たことに相なります。しかしながら、昨年、五十年度に限って申しますと、年度半ばから国債の発行額は急に拡大いたしましたために、個人消化というものがそれに合わせて急に断層的にふえるというわけにはいかないのでございます。ために、前年度比七・二％増の三千五百七十七億円を取り扱っておりますけれども、急に大量化したと申しますところの発行額全体の中で占める割合から申しますと、わずか六・八％という一時まことに苦しい時期がございましたわけでございます。こうした実情を踏まえまして、私どもは国債の個人消化拡大のための諸条件の整備につぎまして、種々お願いを申し上げてまいりましたわけでございます。幸い、昨年末における金利改定の際におきまして、国債の発行条件を一步市場実勢に近づけていた。その努力がなされたこと、また、国債のPRなどにつきましても、御当局のいろいろの御努力もいただきました。本年に入りましてようやく個人消化は着実な増加を見せるようになってまいりました。ようやく好調をたどるようになったわけでございまして、もつともこのところ努力はいたしておりますものの、やや消化状況が横ばいになっておるといふようなことを若干懸念をいたしております。

具体的に申し上げますと、昨年四月九月ごろは月間個人消化は百八十億円程度でございまして、昨年末から逐次増加をいたしまして、本年度に入りまして月間六、七百億というふうに移りましてございまして、このように本年度に入りまして、わが国の国債個人消化は、増加傾向を示しておるとは申しながら、それじゃこれでいいのかと申しますと、これを欧米諸国に比べますと、まだまだその間に距離がある、このように存するのでございます。

これを個人金融資産の中で、国債の保有額がどのくらいを占めているかという比率で申し上げますと、わが国の場合は、まだたかだか〇・五％でございまして、〇・五％にすぎないのでございまして、諸外国の例で申し上げますと、米国では三・

九％、英国では七・一％、西独でさえも二・〇％といったことで、今後またよほどの努力の余地が残されておる、このように存しております。この点私どももいたしまして、国債発行に公募原則を貫くという意味から見まして、また、国民経済的に見ましても、個人消化拡大にもつとつと力を入れていかねばならぬのじゃないか、このように考えているところでございます。そのためのいろいろな環境整備、たとえば国債発行の多様化とか、さらには流通市場の整備といったことにつぎまして、私ども努力はもとよりでございますが、なお今後いろいろとお願いも申し上げていかなければならぬことも多々あるのではないかと、かように存じておる次第でございます。委員の諸先生方におかれまして、何とぞ今後とも引き続きましてよろしく御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますけれども、以上をもちまして私の陳述を終わらせていただきます、ありがとうございます。○委員長(岩動道行君) 次に、大熊参考人にお願いたしました。○参考人(大熊一郎君) 慶應義塾大学の教授でございます。

私は、特例公債の発行に關しまして、財政政策の見地から若干のコメントをいたしまして御参考に供したい、このように考えておるわけでございまして。まず、特例公債の発行と五十一年度の予算との関係でございますが、本来これは不可分の関係にあるというふうに考えるわけでございまして、すでに本予算が成立をいたしましたので、この予算の歳出に沿って、これを予定いたしましたので、国民経済がすでに活動をしているわけでございまして、したがって、特例公債の発行というものが、これに御承認いただかせん場合には、重大な国民経済への影響があらわれるかと存じますし、また特例公債の発行の御承認が早ければ早いほど、心理的にも経済に与える影響はそれだけ少なくて済むのではないかとこのように考えるわけでござい

ます。今日、わが国におきましては、国民経済はかなり大きな財政支出によって支えられており、また国民経済の景気動向もこれに左右をされていくわけでありますので、予算の実行が着実に進むというところが、やはり国民経済の動向を左右する大きな要因になっているというわけであります。ところで、今回の特例公債の発行は、いわば歳入の、税収の不足を補うという意味で行われるわけでありまして、むしろ単に消極的に赤字を出すというよりも、景気回復のために積極的に赤字を出す赤字政策をとるということが、理論的にも実際のにも認められてきているわけであります。しかしながら、これはもちろん財政支出の増加あるいは減税によって行われるわけであります。その場合に、毎年赤字公債が、同額にせよ発行をされるということは、必ずしもこれは景気補正的な役割りを財政政策に持たせる結果にはならないわけでありまして、つまりある景気が後退をいたしましたときには、特例公債を発行してでも景気を回復する、しかしながら、景気が一たん回復したならば、特例公債は本来発行をしないというふうな景気の状態になるのが理想的であるというふうな考えが、毎年たとえ同額でも赤字公債を発行し続けるというところは、これは必ずしも景気対策にはならないわけであります。したがって、そういう意味から申しますと、やはり財政による景気補正という政策が有効に利用されるためにも、できるだけこの特例公債の発行幅が少なくなるような経済の運営並びに財政の運営がぜひ必要になるというふうに考えられるわけであります。経済の運営と申しますのは、適正な成長を維持して、そうして税収を確保するというものでありますし、また財政の運営という意味では、できるだけ歳出

の合理化を図って、そうして、いわばできるだけ時に適った景気補正政策が十分に実効のあるように、歳出を通常は引き締めていくというふうなのを、財政の運営であるというように考えられるわけでありまして、したがって、できるだけそのうした経済の運営並びに財政の運営に御留意いただくことを特にお願いたしたいというふうに考えているわけでございます。

そういたしますと、今後このように大量な公債の発行ができていくような財政の体質ということも同時に考えていかなくてはならない。つまり、言いかえるならば、そうした大量の公債発行に歯どめがあるかどうかという問題であります。正直申し上げて、理論的な意味の歯どめというのは、を、財政そのものに求めるということとは、これは無理ではなからうか。しかしながら、たとえば建設公債に限定するというのは、これは一種の歯どめかと存するものであります。つまり、財政支出が物的な資産の増加を限度として、公債によって資金を調達することができるといのが建設公債の意味であります。しかしながら、特例債、赤字公債といいますが、それに見合う経費の中には教育、社会保障その他重要な経費がそれによって賄われているわけでありまして、したがって、建設公債に限り、赤字公債はいかぬというように、必ずしもそれが賄う支出面からこれを断定するわけにはいかない。だいたしまして、一体どこに歯どめを見出すべきかという問題があるわけでありまして、やはり私は、こうした公債の発行に対する歯どめと申しますのは、他の参考人の方々も強調しておられましたように、やはり公社債市場の整備と申しますか、金利を弾力化いたしまして公社債市場を十分に整備をするということがこれが実質的にまた理論的に公債の歯どめというふうな意味合いを持つのではないかと、ということでありまして、そういう意味で、今後の金融政策あるいは金融制度の改善に大いに留意をいただきたいということをお願いをする次第であります。

本来、財政と申しますのは、単に景気補正の意味合いのものではなく、やはり財政の収入あるいは支出には資源の合理的な配分あるいは所得の再配分という重要な機能があるわけでありまして、そうした重要な機能を、民間経済との関係においてどのような形でどこまで果たすかということをお考えのものが最も基本的なあり方であるというふうに考えるのであります。そういう観点から申しますと、やはり今後の適正な成長に合わせ、財政というものが一体どの程度に国民経済の中に規模を占めるのかというように十分御検討になった上で、その上でさらに場合によって特例債も発行するような景気の弾力的な補正政策を財政に負わせるということが必要であります。

結論を申しますと、そうした今日景気の補正という意味で、特例債の発行ということとはまことに時宜を得たものであります。しかし、これを慢性的に発行するということとは、かえって景気補正の役割りを鈍らせる。そういう意味で、やはり適正な成長率のもとで、財政が国民経済に占める規模というものを資源の配分、所得の再分配という機能の観点から御検討になり、その上で適時弾力的に景気対策の役割りを持たせる。これが筋ではないかというふうに考えられるわけでありまして。

なお、一つだけ先ほどの御参考人の方々の御意見を聞いてつけ加えたいと思うのであります。やはり年々公債を発行するということは、それだけ国民、民間における金融資産がそれだけ増加するわけでありまして、したがって、その金融資産の増加というものをいかに十分に利用するか、十分に利用すると申しますのは、そうした金融政策の運営、あるいは金融制度の改善の上で、いかに十分に利用するかということを考えますと、先ほど単に歯どめと申したような意味の金利の弾力化、公社債市場の整備ということとは、また別途金融政策、金融制度の正常化というもののにもつながるということを申し添えまして私

の意見とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○委員長(岩動道行君) 質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

なお、大蔵参考人は、午後五時まで出席の予定でありますので、お含みお願いたします。

○大蔵参考人(大熊一朗君) たいま口述いただいた順序と質問の順序が若干変わるかと思いますが、お許しをいただいて、初めに大蔵参考人からひとつお答えをいたしたいと思います。

この赤字国債、これは財政と一体のものであります。こういう趣旨の発言がございました。私もさきの国会から引き続いて、この財政特例法案の審議を慎重に進めておるところでございます。その理由は、安易な財源調達策として国債に依存することは、放漫な財政運営を引き起こし、インフレを促進するとともに、国債費の著増な財政硬直化をもたらす、こういうことで慎重な審議を続けておるところでございます。なお、この国債の額が財政収支試算によりまして、昭和五十五年度までは五十一兆になると、こういうことで、いずれも将来の国民の負担にかかわるものであります。しかも、私も再三にわたって償還計画、これを明示せよということを追ったわけでございまして、どうも納得いたしたくないような具体的な償還計画というものが依然として現在まで私どもには示されてございません。で、こういう立場から、どうもこの財政特例法については、私どもとしてもこれ以上またさらにいろいろの角度から検討を加える必要があると考えておるところでございます。大蔵参考人に尋ねたいところは、政府が五月十二日に公債政策のあり方、これを明らかにいたしまして、その中で政府の述べておられますことは、「安易に多額の公債に依存することは、将来における国債費負担の累増をきたし、財政の硬直化を招くともなる。」というように、政府自体も認めておられるわけでありまして、そういうことで、歳出の「安易な財政依存を排し、歳出の合理化、重点化を図るとともに、所要

の税収確保の方策について検討をすすめること」と、こういうことが書いてあるわけでございます。大蔵参考人として、いま私が申し上げたいは、いわゆる「歳出の合理化、重点化」、さらにその「税収確保」ということについて、特に私も強く主張したいことは、数多くの租税特別措置、これらの問題について洗い直しをし、十分な国民の期待にこたえられるような税収を確保すべきである、こういうことを主張いたしておるわけでございます。この「歳出の合理化、重点化」、こういう問題と「税収確保の方策」、やはりこれが並行して出なければ、この特例法審議にも、私どもは国民の期待にこたえられる完全な審議とはいかないものと考えておるわけでございまして、大蔵参考人からこの点についての御意見を初めにお聞かせいただきたいと存じます。

○参考人(大熊一朗君) お答えいたします。安易に公債を発行するものではないという御意見は、全くそうでありまして、安易な公債の発行ということとは、景気対策としても、かえってその効果を薄めるということは先ほど申し上げたとおりであります。

〔委員長退席、理事中西一朗君着席〕  
で、御質問は、歳出の合理化と、それに対する税収の確保という問題であります。歳出の合理化ということと同時にいうことは、まことにそのとおりでありまして、それをどこからどういふふうに行うかということとは、これはいろいろと御説があるかと思うのであります。しかし、その合理化ということとは、やはりある程度財政がなすべきこと、またなすべきでないことをはっきりと見分けまして、そうしてなすべきことに集中をするという身軽な財政というものをまず念頭に置く必要があるのではないかと、ということでありまして。

それから、税収の確保ということとは、これはもちろんこの安易な公債政策を排する場合には非常に重要な条件であり、その場合の税収の確保を図る最も最初の条件は、できるだけ税制を公平化するという

うことが必要になるわけでありまして、租税特別措置を含めて、税制の公平化ということをはかり進めるかということが前提になる。その上でわれわれは、このいわゆるタックスペイヤーとして、どういふ、どれだけの税負担はそれならばいいかということの判断は、やはりそうした公平な税制の上に立つて初めてできるというふうに考えております。

○大塚喬君 もう一度お尋ねいたしますが、具体的にその租税特別措置、この問題についてどうお考えになっておりますか。さらに、現在の税制の中で、まあ富裕税、財産税という問題もいろいろ論議があるところのごときでございますが、この富裕税創設の問題あるいは付加価値税の問題、こういう点については大塚参考人として現在どのようなお考えをお持ちでしょうかお聞かせをいただきたいと思ひます。

○参考人(大塚一郎君) ただいま御質問いただいたわけでありますが、この租税特別措置と申しますのは、これはある意味では、この経済政策上一定期間を限ってそうした政策をとった方が、この成長あるいは安定というようにために好ましいという政策であり、中には、これは必ずしも公平性を欠くと思われるものもあるわけでありまして、したがって、この租税特別措置と申しますのは、できるだけ毎年そうした経済政策の重点的な目標との観点から見直しをしていくということが望ましいあり方である、こういうふうに考えられます。

それから、富裕税と付加価値税の問題がいま御指摘になられました、私は、むしろ私の判断では、現行の所得税を中心とした現行の税制をできるだけ公平に的確に施行をするということが望ましいというふうに考えております。また、したがって、富裕税については、必ずしも私は十分に検討をいたしたわけではございませんけれども、今日いまだ検討する時期ではなからう、こういうふうに考えております。

それから、付加価値税に關しましては、付加価値

税というものを国税として導入する場合、あるいは地方税として導入するのかわちという観点もいろいろあると存じますが、私としては、やはりこれは地方税における一つの事業税のあり方として、特に地方の歳入というものは、景気のいかんにかかわらずこの受益があるわけでありまして、そうした地方の事業税の一つのあり方として考えるべきではなからうかというふうに考えております。

○大塚喬君 個人ごとで申しわけございませんが、決算委員会と両方やっているものですから、初めにあと二方の参考人からお答えをいただきたいと存じます。

御承知のように、中期割引債が近く実施されようという、こういう段階に至っております。ごときところによりまして、金融界はこの中期割引債の構想について反対をする構えを見せておられるが、最近では徹底抗戦というところは得策ではない、条件闘争に作戦を切りかえよう、こういうような報道が、各紙でそういう趣旨の報道がなされておるところでございます。

初めに伊部参考人にお尋ねをいたしますが、この割引債という問題、全銀側としては、基本的には、この割引債というところについてどうお考えになっておられるのか。で、これは新聞報道で、あるいは頭取の御意見が正確に反映されておるかどうかわかりませんが、こういう報道もなされておるところでございます。中期国債構想を持ち出す前に、現在の十年国債の発行条件を弾力化するのが先決、これに手をつけたい、中期割引国債を出しても市場が混乱するだけだ、先ほど市場の整備というような問題がございましたが、こういう問題の今後の起こり得る情勢等も加味して、この問題について全銀、都銀、こういう立場の代表として本日御出席をいただいておりますものと考えます。

伊部参考人からこの点について率直なひとつお答えをいただければ幸甚でございます。

○参考人(伊部泰之助君) ただいま大塚先生の御質問、お答えを申し上げます。

先生のいま新聞記事によりまして御質問がございましたが、いままでは中期割引国債には絶対抗戦で反対をしておいた。ところが、最近では少くもその考え方を改めて条件闘争に切りかえてきたという新聞記事があるが真相はどうかということ、それよりも前に、従来出ております十年の利付国債の条件について検討すべきだ、こういうような御趣旨と申しますが、真相を申し上げようという話はもちろんです。その具体的な内容、構想、あるいは限度とか、その趣旨とか、趣旨は、まあ国民一般の個人消化を目的とする、これははっきりいたしておりますが、その他の問題につきましては、きわめてまだ不明確なままに、そういう声がございました。これにつきまして、全国銀行協会連合会といたしましては、正式にそういうお話が御当局からあったわけではございませんので、正式に一堂にメンバーが集まりまして全国銀行協会連合会としての意見を討議し、まためたことはございません。ただ、金融市場におきましては、いろいろな資金調達の方法がございまして、いわばこれは一般の商業界で申しますれば、いろいろな商品を生産して、売って、それで商売をしておられるという形でございまして、新たに、新しい商品がどういふ形で出るといふことにつきましては、いろいろなやり方議論がございまして、しかし、徹底的に抗戦をするという、全国銀行協会連合会がそういうような考え方をまとめたことはまだかつて一度もございません。したがって、最近ではそれをやめて条件闘争に入るといふようなことを全国銀行協会連合会でまた話し合ったこともございません。

それから、現在の発行条件——現在発行されております十年の利付国債の条件をむしろ問題とすべきだということにつきましては、これは、やはり全銀協——全国銀行協会連合会を全銀協と申し上げますが、全銀協においてこの条件をどうしたらいいかというようにことを討議したことはございませんが、これはやはり金融界、証券界の一つの常識的課題といたしまして、先ほどから国債の発行の歯どめとか、国債とはどうあるべきものでございましてかというように議論のときに、やはりこの日本の国債の発行条件が、本当に日本の金融市場、資本市場の中におきまして、マーケットメカニズムによつてこれが動きまして、そして合理的な資金の動きがここから生じまして、抑えるときには抑える、発行するときは適当な条件で発行でき、自然におのずからそこに調節ができるという機能が全くないというように議論は、よくあったことと存じます。現在もございまして、これは全銀協という協会でひとつその議論をまとめてどういふようなことではございません。

以上をもつてお答えをいたします。

【理事中西一朗君退席、委員長着席】

○大塚喬君 重ねてお尋ねをいたします。十月二日、大塚大臣から住友銀行頭取、それから三菱銀行頭取、それからこちらにおいでになっております村田参考人にも電話があつて、中期国債発行について協力を要請された、こういう新聞報道がございました。

そこで、一点の質問は、その伊部参考人のお言葉だと思ひますが、新聞に出ておりましたことは、大塚大臣が六項目については協力という方向に進むと、こういうことが新聞の報道にあつたわけでございます。六項目という交換条件、そういうふううに受け取れるわけでございますが、六項目の内容容というのは一体何と何と何なのか。全銀側としてはそれらについてどういふ要望をお持ちなのか。そのところをひとつお聞かせいただきた

い。

それからもう一つ、割引債というのを、ずばり賛成ですか、反対ですか。

この問題について、ひとつお答えをちょうだい

いたしたいと思ひます。

○参考人(伊部恭之助君) 重ねて大塚先生の御質問にお答え申し上げますが、私はでございますね、大蔵大臣から電話を受けたことはございせん。それからしたがいまして、新聞記者にこの問題につきまして話したことも全くございせん。したがうして、もし仮に私はその新聞見てございせんが、そういうことがございしたならば、それは全く事実と反することでございます。私は何もこの問題について新聞に申ししたことにはございせんのでございします。それから三菱銀行の頭取の全銀協の中村会長のところには大蔵大臣から、中期割引国債の発行について事務当局からいろいろと案が出るからひとつ検討してくれと、こういうようなお話があつたことを私は聞いております。そして、その当局から出ました中期割引国債の骨子と申しますのは、五年の期間の割引債であると、それから毎年発行限度を大体三三億程度とする、この初年度と申しますと本年度でございします。大体千億程度というものは別に聞いたわけではございしますが、最初は三千億程度毎年出す。それからこれにつきましては、やはり流通問題も考えまして、減債基金等をもってこれを買い入れるというふうなことも考えと、それからもう一つは、当該国債の流通市場の安定を図るために国債整理基金で買い入れると、それから金融機関の窓口における販売の実施について検討するとともに証券取引審議会に諮ると、それからこの基本方針に基づいていろいろ案につきましては、国債引受シ団等関係者と協議の上ひとつ決めよう、こういうことに聞いております。

先生の御質問はそれと割引国債そのものに対する……。

○大塚喬君 割引債そのものについてどうお考えか。

○参考人(伊部恭之助君) これは全国銀行協会の私といたしましては、まだこの問題については全国銀行協会と協議をしておりません。それからシ団でこれから協議を始めるわけではございします。シ

団の構成メンバーにもいろいろございしますし、それから全国銀行協会連合会のメンバーにもいろいろと意見がございましてと存じますので、この席で私全国銀行協会の代表としていまここで申し上げることはまだちよつと内容がございせんので、お答えいたしかねるということでお許しただきたいと思ひます。

○大塚喬君 そういふ協議が整わないということならば、あるいは銀行協会側としては御無理かと思ひますが、個人的にはどうお考えなのかひとつ後でお聞かせをいただきたいと思ひます。

それから、あと私の持ち時間が少なくなつたものですから村田参考人にお尋ねをいたします。国債の個人消化促進は急務だと、こういう持論をお持ちであることは承知をいたしておるところでございします。で、このたびの中期割引債について、証券業協会としては何か音の構え、何らの意思表示が新聞の報道には出てございせん。この問題について証券業界としてはどのようにお考えになつておられるのか、ひとつお尋ねをいたします。

それから、銀行の窓口販売について証券業界としてはどうお考えになつておられるのか、証券業界の代表としての村田参考人からひとつ御意見をちょうだいいたしたいと存じます。

○参考人(村田忠君) お答えをさせていただきます。

個人消化の促進につきましては、先生御指摘のとおり非常に重要なこととして考えてまいつておるわけではございします。割引中期国債でございしますか、これにつきましては、ただいまシ団代表でいらつしやいますところの伊部参考人から、銀行協会でも検討するがシ団でも検討するというお答えでございしました。私も銀行協会には所属いたしてございせんけれども、シ団の構成メンバーでございします。いづれシ団の中で検討が行われることと、かように存じております。にわかにここで端的にお答え申し上げるわけにもいかなない点がございしますけれども、まあ大体私どもかねがね申

しておりますのは、これだけ大量発行になりましたら、それで一種類の国債だけでいくものこれは無理だと、大量発行になれば、やはり外国の例を見ましても、五種類、十種類とそれぞれいろいろな形で出しております。多様化を図るべきであるというふうにかねがねこれは申しておりました。その点につきましては、大体金融界といたしましては、またシ団といたしましてでも、そういう方向につきましてもはば大体コンセンサスがあるんじゃないかと、かように存じております。まあ、中期割引国債と端的に申しますればいろいろとそれは御意見もあるかと思ひます。これはシ団の中で近々検討が行われることと存じます。近く結論が出るんじゃないかと、かように存じております。

それから、窓口販売でございしますけれども、これも実は非常にお答えがしにくいのでございまして、まだどこからも窓口販売やうたいという御要望が、銀行さんの方から御要望が出ておるわけではございせん。私の耳には承つておりません。私どもが窓口販売どうだこうだという申し上げるのも、これもちよつと早回りし過ぎる感じがございします。ただ、申し上げられますことは、かねて四十八年でございしますか、証券取引審議会の答申がございしました。その答申の中で窓口販売の問題が取り上げられておまして、御高承かと存じますけれども、その内容はたしかこうなつておつたかと思つたのでございしますが、審議会が窓口販売についての提案があつたけれども、法律上では禁止はされておらないわけだと、禁止されておらないけれども、窓口販売というものは、長年にわたつてそれなしでやつてきていますので、そこでおのずからそういう秩序が自然にでき上がつておると、この問題は、発行流通市場との問題、それから六十五条への影響の問題、それから郵便貯金制度との関連の問題、こういった諸問題の検討をして、その検討と合わせて検討すべき問題であると、したがって、今後の検討にまつべきもので

あると、このような答申が行われておりますわけではございまして、したがうして、証券取引審議会におきまして、この問題がその方向に沿ひまして、それを踏まえまして論議されるのはまことにこれはしかるべきことかと、このように存じております。

以上をもつてお答えいたします。

○大塚喬君 最後に簡単に。

先ほど伊部参考人にお尋ねいたしました、協会側として結論が出ておらない、あるいはそのとおりかわかりません、存じません。個人として、その割引債という点についてどうお考えになつておられるのか。泣く子と地頭には勝たれない、長いものには巻かれろということ、このことについて銀行協会側としてはそういうことで引き下がるのか。その場合に、その先ほどの条件ということ、銀行協会側あるいは住友銀行頭取として伊部参考人が何らかお考えになつておられるのかどうか、このことを一つ。

それから村田参考人には、銀行窓口販売、このことを、基本的には先ほどのお答えでははつきりしなかつたんですが、賛成なんですか反対なんですか、その点だけお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(伊部恭之助君) 中期割引国債というもののについて、私個人的にどう考えるかという御質問でございしますが、私は、個人といたしましては、法人といたしましては、こういう重要な非常に新しい金融手段が新しく金融市場に出るといふことは、長年銀行業務をやつております経験から申しまして、これは関係者の十分なやはり協議がございせん、中期国債そのものというよりも、やはりいろいろな意見の言辭はあるようではございしますが、やはり関係者が一致して協力して国債引き受けシ団というものをつくつておるわけではございしますから、そのまづ意見調整を中心にするべきものでありまして、まだ細かい条件等聞いておりませんので、それがどういふふうになるかわかりませんが、ますます、ますます、ますます

一応みんなが協力して一致した考え方の上に立つ  
ということが大前提かと存じますので、このこと  
を答弁でお許しをいただきます。

○参考人(村田宗忠君) どうも、先生に窓口販売  
賛成か反対かと詰められますので実はもう……、  
お答えいたしますけれども、まあ仮に、その窓口  
販売をやりたいがどうだという提案があったと仮  
定いたしました、その場合には、正直申し上げま  
して、それは結構だと言ふのには余りにいろい  
ろ、先ほど商取引の問題に絡みまして申し上げ  
ましたけれども、関連する問題が非常に多ござ  
いますのでにわかに賛成しがたいと、このように  
存じております。

○福岡知事(大熊参考人) 時間が無いよう  
でございますので……、先ほどの口述の中でも触れ  
ておられましたように、財政というものが、経済  
の成長発展に補完的な、補正的な意味合いを持つ  
という意味で、特に現状では重要だということ  
印象を受けたんですが、しかし、必ずしも先生  
のお考えの中に、だから、この大量の国債の発行、  
なかんずく、昨年度に引き続き今年度、さらには  
五十四年度までかなり膨大な国債が発行される  
といういま大蔵当局の見通しなんですけれども、資  
源の最適配分あるいは資産、所得の再配分、社会  
的な公正、いろいろな面からいまして、これに  
対して半長期的に国債が発行されるということに  
ついては、かねがね国会でも重大視しまして議論  
が尽きないところで、まず概念的に、当面当局  
が示唆している中期財政収支による公債の発行  
発行予定、こういうものについて先生のお立場で  
はどういう感想を持っておられますか。

さらに二番目には、それに関連しまして、私  
どもは委員会でも議論をしてきたんですが、現在の  
財政法で、もちろんわが国の財政が単年度主義を  
とっているというところははっきりしているんです  
けれども、この中期展望にも見られるように、仮  
に財政の状態を想定した場合に、これだけのやは  
り国債の発行は必要なんだ、前提としては経済の  
発展もある程度見込んで、これは中期経済展

望によって六〇程度見込んで、あるいはまた  
税収もそれに基いて二〇・九〇%やしていく  
——この中身ははっきりしていませんが、そうい  
う若干の裏づけはあるにしろ、公債発行に伴う最  
小必要限度の展望というものが示されているん  
ですが、それだけではやはり不十分じゃないのか  
と。やはりこまごまとくれば、もう少し総合的に半  
長期的な国家財政の展望というものを審議すること  
なくして、これほど膨大な負担を後世にわたつ  
て、十数年にわたって国民にかけていくというこ  
とは難々には考えられない。財政の単年度主義と  
いうものについて、これはまだ見直すとか見直さ  
ぬとか結論は出ませんけれども、何らかの方法で  
国民に責任の持てる財政審議というものをわれわ  
れはやる必要があるんじゃないか、こう考えてお  
るんですが、この二点についてまずお伺いしたい  
と思います。

○参考人(大熊一郎君) お答えいたします。

私も、公債が、先ほど申しましたように年々累  
増するというような財政運営というものが必ずし  
も将来にわたって好ましいものではないというこ  
とは申し上げたわけでありまして、しかしなが  
ら、同時に、そのそうした公債発行の持つ景気補  
正の意味というものをやはり重要視せざるを得な  
いということがあるわけでありまして、やはり  
い、その問題は、それならば、そうした景気政策  
をできるだけ弾力的有効に行うためには、やはり  
私は長期の財政展望を持つことが必要であるとい  
うふうに考えます。しかしながら、そのために  
は、現在の中期経済計画というものが、やはり十  
分な検討を経たわけでありまして、それにし  
て、もうした安定成長の道というものを、この中  
期経済計画で決めたならば、そうした安定成長  
というものを堅持するということのような政策的な意欲  
というものが必ずなくてはならない。ただ、途中  
で実績と予測と違ったから直すということではな  
くて、できるだけそれを堅持するというものが、  
経済政策の本来あるべき姿かと存じ、また、そ  
の中で中期の財政展望というものを描きますなら

ば、これはかなり責任のある財政運営ができるの  
ではないかというふうに考えております。そうい  
う意味で、私も、学者の間では、そうした中  
期あるいは長期の財政計画というものを問題にい  
たしまして、今回、来月の学会でもこれを一つの  
共通の大きなテーマにいたしておりまして、ドイ  
ツあるいはイギリスにおける計画というものを  
直してみようという状況におりますので、  
御説のように、そうしたことができるだけ長期的な財政  
展望が持てるような政策的な努力というものが、  
これは単に財政のみならず経済政策全般として必  
要ではなからうかというふうに私は考えておりま  
す。

○福岡知事(大熊参考人) もう一点大熊参考人にお聞きした  
いんですけれども、景気回復を促進するためにも  
赤字の政策というものをとることが、赤字の政策  
というか、結果として国債発行を行うということ  
が、理論的にも実際的にもいま世界的に認めら  
れている政策だ、こういう一応概念が示されま  
した。これは私も同感であります。その場合  
に、これは先生の御専門とまさきょうのそれと直  
接結びつきませんが、私も、特にこれによつ  
て——後ほどこれは触れたいんですが、イン  
フレーション、物価高騰ということ等の危険は  
あるんですけれども、あわせて、勤労者の所得減  
税という問題をどういう情勢の中でも考えるべき  
ではないかと、こういうことを私たちはいままで  
検討し、ある程度の主張をしてきているわけで  
す。御案内のとおり、アメリカでは昨年に引き続  
き、この減税は一定水準で行うと言っておりま  
す。日本ではそれは当面当局は行わない、こう言  
っているんです。国債を出さうな時期だから行  
えないのかわば常識だと言わなければならぬ見解な  
んです。それは一面において全くわれわれは無理  
解ではないんですけれども、しかし、半面におい  
て、いま先生がおっしゃられたそういう論理から  
しても、国債発行をしているから減税はできない  
んだという論理で終始しますと、これは私は先生  
のおっしゃっている論理も矛盾が来ると思いま

す。やはり景気を浮揚することに結果としてはな  
り、さらには税収がふえるということ、そのため  
には、特に個人消費が国民総支出の中でも過半の  
ウェイトを持つているだけに、私は減税というも  
のはやはり考えるべきではないのか、こういうふ  
うに思っているんですけれども、どういふお考え  
でしょうか。

○参考人(大熊一郎君) お答えいたしますが、こ  
の特例公債を発行するというのは、景気の補正対  
策であるということでありまして、その場合に、  
景気の対策というものは、財政支出を増加するの  
か、あるいは減税をするのかということが考慮さ  
れた上で行われなくてはならないわけでありま  
す。で、問題は、したがって、景気を刺激を  
するといふときに、減税というものがどのくらい  
消費を刺激するのであるかということについては、でき  
るだけ客観的な検討というものがやはり必要では  
ないかというふうに私は考えるわけでありまし  
て、したがって、何も特例公債の発行による  
景気の刺激というものは、これは財政支出を伸ば  
すか、あるいは減税をするかというように形で考  
える必要がある。ただし、今日の状況のもと  
で、特例公債を年々大幅に発行することが好まし  
くないというところが大多数の方の御意見である  
というふうには承っておりますのでありますが、もし  
そうであるならば、やはり一方で財政支出等の増  
加とそれと減税とを組み合わせる場合に、できる  
だけ財政支出を合理化しながら減税をしていくと  
いうことが現下においては望ましいと、こういう  
ように私は考えております。

それから、一般会計予算のあるべき姿といたし  
まして、今日歳入と歳出、仮に均衡予算でありま  
すと、歳入側に税収が入り、歳出側に政府の公共  
投資、一般経費を含めた財政支出がそれに見合っ  
て計上されるわけでありまして、私はむしろ収入  
面には、明年度のたとえば税収の見込みというも  
のが本来収入面に入り、それから支出面には、財  
政支出の増加と減税とこの二つの項目が入るべき

である。これがあるべき姿ではなからうかと、そうすると、やはりどれだけの税収が予定をされた場合に、どれだけの財政支出に振り向けられたか、減税に振り向けられたかが、国民に十分知ることが出来る形になるかと思ひまして、この点については私は、数年前に財政制度審議会に私の報告として提出したことがございますが、やはりそういうようにして考えるべきではなからうかというのが私の考えでございます。

○福間知之君 これは大蔵参考人、もう一点最後にお聞きしますけれども、先ほども出てました中期国債の問題でございますが、前段に伊部参考人も触れておられましたように、わが国公社債市場の特殊性という面から、これを改善していかなきゃならぬという幾つかの課題が述べられておりましたが、私も同感でございますが、そういう現状の中で、たとえば金利も自由化されておらない、あるいはまたいわゆる郵便貯金という日本の特殊な国民の資産の形成といえますか、制度があつて、貯蓄率二〇％云々といわれる非常に高度なものになっていく。西ドイツで御案内のとおり貯蓄国債が発行され、昨年度あたりではそれが国債の中でも二八％を占めていた、こう言われているんですけれども、それに見合うのが私は日本の国民貯蓄であり、それから先ほど触れられておりましたように、国債のあるいは社債の保有率が一％に満たない。こういうこと、それを合わせますと、大体西ドイツに近くなるわけです。したがって、いまわれわれは仮に国債の発行を余儀なくされるとするならば、やはり将来のこの金融市場、公社債市場その他を近代化していく上でも、より魅力のある国債、たとえばいま当局が出している中期国債、これは私はもっと発行するなら大量に発行する方がいいんじゃないか。平年度三千億圓、今年度は一千億というの、何かまやかしのようない感じがするんです。それはさておきまして、魅力のある多様化したやはり商品をもっと少し売りに出していいんじゃないか。ただ、そのためには前提としていまの市場との関係がありますが、こ

れは大蔵参考人にはまずどのようにお考えですか。

○参考人(大蔵一郎君) お答えいたします。

このように財政の公債の発行が続きますと、大量の公債が民間に滞留するわけでございますが、できるだけそれが個人の消化をも増加したいというところは、これはまあことに望ましいことでありまして、われわれも個人の貯蓄あるいは金融資産の形態が、ただ単に銀行の預金とか郵便貯金だけに固定をされているというような状態は決して好ましいことではない。したがって、私は、個人保有をふやしますために、また個人の資産の安全性、流動性を高めるとともに、できるだけ質のよい魅力のあると申してもよいかと存じますが、公債を発行をする。つまりこの金融資産の身を多様化し、そして個人貯蓄の流動性、安全性を高めるといふことは非常に望ましい。そういう意味では、今回計画されておると伝え聞いております中期国債というふうなもの、これはむしろそういう意味で発行をする方が望ましいというふうには私は考えております。

○福間知之君 ありがとうございます。

伊部参考人にお伺いしたいと思います。先ほど述べられましたような市場の原理をこれからは尊重して、公債発行に際しては当局も対処してほしいと、こういう強い希望が先ほど幾つか表明されました。その点についてたとえばアメリカ、欧米では、新規発行について条件が自由になつておるとか、あるいは公開市場操作などの場合について、国債の種類をどう組み合わせたら、この金融政策上望ましいのかというようにことが行われているやに聞かれています。日本の場合について、先ほどおっしゃられたいわばこの金融市場の原理というものを、しからばどういふふうな現状を改めてほしいとお考えなんですか。

○参考人(伊部恭之助君) 福間先生にお答え申し上げます。

先生もいまおっしゃいましたとおり、欧米の特に米國あたりの非常に進んだ金融市場におきま

す、資本市場におきます公債、社債のあり方と、日本の社債、公債のあり方は非常に違うんであります。たとえばでございますね、いま私どもが引き受けます十年ものの利付債は、表面金利が八％でございます。御承知のとおり九十八円七十五銭でございます。約八・二二幾らかというウエートで応募者利回りが大体形成されております。しかし、個人がこれを市場で売るといふことになりましたら、大体額面が九十六円九十銭ぐらになつてしまいます。それだけキャピタルロスが出るといふことでございます。これは非常に、言いかえれば不合理なことでございます。せっかく買ったものが、売るときにはロスが出るということでございます。これは大量に購入をいたしております大手の機関投資家といたしましては、非常にこれは大きなキャピタルロスを生ずるといふ問題を抱えておるわけです。

これをどういふふうにしたらいいかということ、機械的にこれをすぐいふキャピタルロスが出ないようという、いろいろな他の商品との関連がございますから、どこから手をつけるかというようなことは、大分理屈っぽく議論になりますけれども、アメリカあたりでは、理屈を飛び越えませんが、アメリカあたりは、やはり国債は入札というふうな制度で発行をいたしておりますから、金融市場で金がだぶつておると見ますならば、そこで大いに公債を発行する。そしてタイトになつたときには差し控える、こういうような公債の発行形式をとっておりますが、それもただそれだけをすぐこの日本の市場でまねをしろと申しましたら、金融市場の金利のあり方が、やはり需給を基本にいたしましたきわめて自然の流れに依りて動いておるといふことになつておるわけで、これは公定歩合あるいはいまの金利の決め方、預貯金の金利の決まり方等等非常に複雑な根の深い歴史的ないろいろな所産がございますから、すぐそのまねをしろというわけにはまいりません。できれば、たとえば預貯金の金利の決め方を一元化して、きわめて弾力的にできるとか、

また公定歩合制度を全く市場の情勢に反映して動かすといふようなことによつて、金融市場全体の体質を変えてまいりました上で、そういうようなことが行われることが望ましいと、こういうことでございます。なかなか一朝一夕にはできませんが、しかし、そういう方向にやはり持つていくべきものでないか、いつもいろいろと不自然な問題が起る、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○嶋崎均君 大蔵参考人に、先ほど福間委員からのお話で、減税といふようなことが出ましたが、私も、現在の日本の財政といふものを考えて非常に心配をしておる者の一人であります。御承知のように、中期の経済見通しというものを前提にしまして財政的な見通しを立てても、赤字公債がうまうま五十四年まであるいは五十五年まで残るといふような案が当委員会にも提出をされておるような状態でございます。ところが日本の財政の身をいろいろ考えてみますと、非常に諸外国に比べて際立つた特徴があるように思うのです。それは、一つは、GNPに比較しまして財政の規模というのが相対的に非常に小さいという特徴がございますけれども、五十一年度の中央、地方を通ずるところの財政といふことを前提にしますと、GNPに比べて二六％ちよつとぐらいの程度の規模であると思ふんです。政府支出がそういうことになつておる。

で、そういう姿を諸外国と比べるとどういふことかといふことを念頭に置きますと、ことしは非常に財政の状態といふものは悪いし、GNP自体が非常に伸び率が従来と異なつておりますので、いままでかつてないぐらい実は財政のウエートがGNPの中で高い年であつた。私が少し予算をいじつていた時分の感覚では、これはもう二四、五％ぐらいの規模であつたと思つております。それに対して外国の例を見ますと、どこの国でも三〇％を超えておるといふのはもう常識になつておると思ふんです。その中で、特に租税の負担率です

ね。これを見ますと、たしか五十一年度の予算では一八・三％ぐらいの数字であつた。これは、景気の状態が悪いものですから特に低かつたんだと思ふんですけれども、それでも記憶によるならば大体一九％台というのが通例で、景気のよしあしによつて二〇％をちよつと超えるかどうかというのが常識であつた。諸外国とそれを比べてみますと、諸外国の場合は、たしかイタリアあたりが高いつきで二七・八％、一番少ないときでも二四％ぐらいの租税負担率になつておると思ふ。アメリカがたしか二七％ぐらいの負担率で、あとの先進諸国は全部三〇％を超えておる。つい先ごろ政権交代があつたスウェーデンなんかの場合は、これはもう論を待たず、四五％を超えておるというやうな数字だと記憶しておる。このGNPの中に占める政府の役割が非常に小さくて、その小さいことの基本的な理由は、さらに租税負担率が非常に際立つて少ないということに私は日本の特色がある。これは、さらにそれに社会保険料負担というものを考慮に入れて計算しまして、日本の場合で二五％前後であるのに、諸外国で社会保険料負担を入れて三二％を切つておる国はないはずであるわけだ。

そういう状態がいままでどうかというところ、そういう状態ができてしまつても、日本の経済というのは高度成長を占めておるから、年々財政が大きくなる。所得が伸びる。したがつて、租税も収入が多い。したがつて、相当思い切つた財政もある意味では私は、過去の高度成長に大変な力をかしてきつた政策の一つであると思つておるわけだ。ところが、御承知のように、最近経済の状態というのは非常に厳しくなつてきておるわけだ。そういう中で、日本の租税負担率が非常に高立つて少なく、財政規模も非常に小さい。そのためにどういふことになつておるかというところ、このごときは、いま論議になつておるような三兆七千五百億からの赤字公債を発行する。そのほか、建設公債はもうフルに発行しておるわけだ。

から、先ほど参考人のおつしやられたように、財政の機能というのは確かに景気調整のフィスカルな面の政策の機能というものはあると思ふ。しかし、所得の再配分なりあるいは資源配分なりというやうな形から見ると、だんだん国民の社会的な消費に対する要望というものが非常に強くなつておる。そういう時期に、本當にこういう財政規模をいいいんだらうか。まして、そういう財政規模を前提にして、租税負担率がこんなに低くていいんだらうか。そのことが非常に私は、長期的に赤字公債を繰り返したり、根つこになつておる建設公債はもつともつと先まで行つたのに、まさしく財政がフィスカルポリシーをやろうにもできない状態になつておるというところに、私は日本の財政の今日的な問題があるように思ふ。

そういう中で、さらにその中身を区分けしてみますと、経常支出の占める割合というものが諸外国に比べて非常に小さい。それはもうチップガバメントの証拠みたいなものだと思ふ。さらにまた、振替所得を見ますと、一ころはたしか私は四・数％という時代を経験しておるんですが、現在はもうアメリカ並みの八％という振替所得になつておる。そういう中で、わりあいそれでも公共投資というんですか、固定資産形成の割合というものは諸外国に比べて高い。まあ、ある意味では非常に健康な考え方で財政が運用されておる。そういう健康な財政支出があるにかかわらず、なおかつ、こういう大量の公債を発行し、赤字公債をさらにその上に積んで、しかも、それが今後三年も四年も残つていく、こういうことを考えると、もう過去やばり高度成長に甘えた減税政策というものの惰性というものが、非常な大きい影を現在の財政に落としておるのではなからうかというところを心配しておるわけだ。

そういう観点からお願ひをいたしたいのは、私のいま言ったやうな財政についての考え方というのは間違つておるのかどうか。それからもう一つは、そういうことを前提にして考えた場合に、本當にいまのこの財政の危機を乗り越えていくの

に、本當に租税政策というものをどう考えなければならぬのか、そういう中で、どうして財政固有の資源配分機能なり、所得配分機能なりというものと、それから景気調整機能というものをどういうぐあいに調和させて考へべきなのか、私は、基本は、もう少し財政をきつちとしたければ、およそ財政に与えられたやういふ機能というものは動かない、やういふぐあいに判断しておるのですが、その点について参考人はどういふぐあにお考えなのか、御意見を承りたいと思ひます。

○参考人(大熊一朗君) 答えたいと思います。わが国において財政支出のGNPに占める割合が低いということは、計数の上ではまさに御説のとおりだと思ひます。ただ、これは一つは、諸外国に類を見ない高度成長のある意味では結果であるといふことがあり得るわけでありまして、分母になるGNPがどんどん伸びれば、幾らGをふやしてもこれは追いつかないといふやうなことでありまして、高度成長の結果ではなからうかといふことが感じられます。

それから、租税負担率にいたしましても、わが国の場合は比較的低い、これも事実だと思ひますが、やはり低いにもかかわらず年々所得減税がなされてきたといふやうな問題であります。これはわが国がやはり少し直接税中心主義になり過ぎてゐる結果ではないかといふように私は思ふので、むしろ租税負担率を高めるといふやうな、あるいは租税負担率をどういふように持つていくかといふやうな場合に、間接税の問題をもう少し御検討をすべきではなからうか。これはやはり間接税と直接税では国民の心理的な負担も違つてございますから、やはり税というものは計数で、経済論だけで割り切るというわけには決していけないので、やはりやういふことも考へて、わが国の直接税中心主義を若干改めるかどうかという方向で考へるべきではなからうかといふふうに考へております。

それから、今日までGNPに占める財政支出の割合が比較的低下したにもかかわらず、財政によ

る景気調整というのが比較的うまくワークをしたといふ反面には、わが国においては、これはよその国と若干趣を異にいたしました、公共投資というものをかなり景気調整の役割に使用している。これは公共投資を景気調整の役割に使用することは、これはある意味では、理論的には減税よりもかなり刺激の強い政策でありまして、そのために比較的GNPに占める割合が低いにもかかわらず、景気対策としてかなり刺激を与えていたのだといふふうに考へるわけでありまして。ただ、先ほど私は冒頭に、赤字公債であつても、それを発行する裏づけになるのは、教育とか社会保障とか、やはり公共投資ではないが重要な経費である、やういふことを申し上げたのでありますが、やはり私は、今後長期的に見ますと、政府の果たす行政サービス、それからあるいは政府が当然負担をせざるを得ないやうな科学的な研究あるいは教育あるいは医療といふやうな問題についての支出は、つまり当然やうした——これは公共投資では物的資産の増加にはなりませんが、やういふ意味の政府のサービス支出といふものは、これは趨勢的に拡大せざるを得ない状況にある。これはアメリカにおいてもしかり、いづれの国においてもしかりであるわけでありまして。そうなりますと、今後やうした経常支出が漸増するといふことは当然考へていかななくてはならない。それからまた、振替支出にいたしましては高齢人口の増加といふことを考へますと、この社会保険が成熟した場合におきましては、かなりの振替支出の増加になるといふことも考へざるを得ない。やういふことです、ここで私は将来、やうした経常支出、振替支出が趨勢的に増加するといふことを踏まえた上で、それはやはりGNPに占める比率がふえるわけでありまして、その点で私は今後の問題として、先ほどもちよつと述べましたことも含めまして二

点御検討をいただきたい。

それは何かというと、今後の公共投資のあり方でありまして。従来のやうな形でこのシステムのなと申しますか、総合的な輸送にいたしまして、



余談でございますが、公債発行とは別に電  
電、国鉄の問題が、これが中小企業に非常に大き  
なやはり影響を与えておりましたが、これもこの  
問題の解決と同時に、おいおい中小企業に対す  
るいままでの影響はなくなってくる、こう存じ  
ておる次第でございます。

○福岡次之君 じゃ最後に。時間が来たようで  
ございますが、たゞいま述べられたようなお見通し  
で、仮に国債の発行が今日おこなわれているけれ  
ども、決まったらそれは引き受けなければならな  
いという立場で、しかし、いま申したような点に  
ついては、特に年末を控えていますだけに、ひと  
つ日銀当局との関係においても、これは十分ひ  
つ協会としては配慮をされるべきでないか、こ  
ういうふうな要望を含めて申し述べたいと思  
います。

そこで、時間があるまいので、先ほどの中期  
国債の問題と少し関連しまして、報道によりま  
す、長期信用銀行とか、あるいは信託銀行等が、  
中期割引国債に対する態度としてはやや問題が  
あるということ、それから、いわば国債の多様化  
というふうな面でも考えているのか。これはお  
聞きをしたいんですが、一つの例が、現在の償還  
期限十年ものをいわば五年というぐらゐの期間に  
中期利付債として発行するとかいうふうな考  
え方、あるいはまた満期まで売らないというこ  
とを条件に元本の価値を保証する、税制上の措置  
として、優遇措置として貯蓄国債的な性格にす  
るか、そういうふうなことが代案といえますか、  
対案として協会の方では検討されているんです  
か。

○参考人(伊部恭之助君) 先生にお答えいたしま  
す。

いま先生が仰せられました長期信用機関ある  
いは信託のように、長い金を調達して長い金を貸  
してあります機関において、この割引国債に対  
して消極的反対、消極的な上に代案と申します  
が、それにかわるべきものとして短期の五年の  
国債、それも貯蓄国債というような形で出して  
おる、そ

ういうことを協会が協議しておるかというお話  
でございますが、実は協会におきましては、まだ一  
度も、これからの問題でございまして、一度も長  
期信用機関からも、それから信託からも、いわ  
ゆる全国銀行協会連合会全体の問題としてそう  
いうお話をされたことはございせん。先生の  
おっしゃるとおり、新聞等にはそういうことが書  
いてございまして、私も仄聞するところによりま  
す、五年ぐらゐの短期の国債で、利付債で、し  
かも、市場性のないもの、こういうようなこと  
ではないかというふうに私は仄聞しております。こ  
れはそういうものを全国銀行協会連合会におい  
て検討しておるということではございせん。そ  
ういものが言われておるというようにことを仄聞  
しておるということではございせん。

○矢追秀彦君 初めに、伊部参考人にお伺い  
いたします。

先ほどおっしゃっていただきましたが、これか  
らの国債発行に対する銀行の引き受けについて  
が、特にこの十月は、財政法の関係ではありか  
なり多額に出るというふうなことが新聞等に出  
ておりますが、まず十月、一兆二千億という  
ことも出ておるわけですが、これも、実際のう  
なことはわかりませんが、かなり十月にたくさ  
ん出る。それから十二月は、やはり資金需要  
がたかき。そういうときに銀行としてはどうい  
うな負担になっていくのか、大体大ざっぱに計  
算いたしますと、いままで九月、これから十  
一、十二、一、二、三とした場合、四、五、六  
とペンディングしておきましても、わずかの期  
間でもまだ相当、四兆円近く残っておるわけ  
で、その点についてこれからの負担がどうい  
うに、それからいままでより負担が多いと考  
えられますか、それともいままでやってきた負  
担程度とお考えになって何と申しますか、こう  
お考えか、その点はいかがですか。

○参考人(伊部恭之助君) 矢追先生にお答え申  
上げます。

いま私どもが承知しておりますのは、財政特例  
法の成立を見ました上で、下期の特例国債発行  
額として、十月、十一月で約一兆円程度と聞  
いておるわけでありまして、十二月に二、三  
千億円を予定しておる、こういうふうな私ども  
の承知しておるわけではございせん。仮に、も  
しこの予定どおり十二月二、三千億円の発行  
というのとにしますと、これは昨年は約四千  
億円の同期に出しております。したがって、こ  
の十月、十一月もこの程度でございまして、そ  
して暮れが先生の申しておるような金額で  
ございまして、いま聞いておるような金額で  
ございまして、昨年の例に徴しまして引き受け  
は可能ではなかろうかと、こういうふうに存  
じております。

○矢追秀彦君 現在の資金の状況ですけれども、  
先ほど少しお触れになっておりましたが、景  
気回復が余り伸びなかつたために資金需要が  
少なかつたのでわりあい資金はあつたと、そ  
ういふことを強調されておられますけれども、  
現在の資金がわりあい豊富なのか、それとも  
やはり国債を引き受けなければならぬという  
圧力です。そういうものがやっぱり貸し出しに  
大きな影響を与えてきたのか、あるいはまた  
金利の面が作用したのか、それが一番――結  
局現在の状況、もちろんそれは私景気の停滞  
というものは大きな要素だと思ひますが、公  
共債の発行というものがどれだけの圧力にな  
つて、貸し出しの窓口規制といひますか、そ  
ういふことに影響が出てくるのか、その辺の  
ところをどうお考えになっておるかお伺い  
したいんですけれども。

○参考人(伊部恭之助君) 矢追先生にお答え  
いたします。

最近の産業資金の需給関係がそんなにきつ  
くない、緩いと、需要がそんなにないという  
原因に、国債を大量に引き受けなければなら  
ぬからか、あ

るいは他の採算の問題か、その他景気の問題  
かというところでございまして、率直に申し上げ  
て、実態は、やはり景気の実態でございませ  
ん。先ほど申しましたとおり、住宅と輸出は  
金融の需要がございまして、これは非常に  
案に出でまいるものでございまして、短期で  
ございまして、最近伸びておりますが、これ  
はなぜ全体の総量から申しますれば相当伸び  
ておりますが、全体の資金を圧迫するほどの  
ものではございせん。

それから公債は、先ほど来申し上げて  
おりますとおり、公債の引き受けをしなければ  
ならぬから他に回す資金がないという、やは  
りクラウディングアウトという現象はいまの  
ところでは全くとつておりません。全くこれ  
は経済全体がまだ景気がいいと、少し立ち直  
つてまいりました。これはごく限られた業界で  
ございまして、関西で申しますならば化学工  
業、石油化学工業あるいは機械工業、繊維工  
業というふうな大きな産業は、依然として  
景気はまだよくないでございまして、自動車  
関連あるいは電気機械関連等が、いわば一組  
の中で二、三の優等生が非常にいい成績を  
とつておる、そして全体の平均点が上がった  
という状況でございまして、全体の産業界の  
経済活動に要する資金の需要というものは、  
事実そう旺盛なものではない、これが先ほど  
来申し上げております資金の最近の需給関係  
の実態でございまして。

○矢追秀彦君 それでは次に、村田参考人  
にお伺いいたしますが、一つは、シ団のいま  
までの国債消化の状況を見ますと、証券関係  
が比率にいたしまして一三・一%と、一応予  
測された一〇%より少し上回つておる  
のですが、この原因はどこにあるのか。それ  
から今後このパーセンテージはふえていくと  
見ておられますか、その点をまずお伺い  
します。

○参考人(村田宗忠君) 大体平均いたしま  
すと一%ぐらゐで、最近が、先生おっしゃ  
いましたよ

うな一三・何%というふうな状況に相なつております。なぜそういうふうに向いてきたかという原因の、理由の御質問かと存じますが、一つは、自分で申しましてはあれでございませうけれども、四十一年から非常に苦勞しながら、十年以上にわたりまして国債の個人消化に努めてきたその積み上げというものが一つバックボーンになつておるかと存じます。

それからもう一つは、最近比較的好調になりました理由といたしましては、やはり先ほどもちよつと申し上げましたけれども、何といつても発行条件というものが、市場の実勢に近づかなければいかぬわけでございまして、これが実勢に近づいてくれば、消化は比較的楽になるということは一面の事実でございませう。昨年その金利改定が行われましたときに、事業債との幅が、若干国債との差が縮まつてまいりました、これがかなりいい影響を与えてきたということが一つございませうかと思ひます。

それからもう一つは、まあいろいろPRと申しますけれども、何もポスターに張られておるのが消化にいい影響を与えたことばかりでもないと思ひますけれども、発行当局におかれまして、何と申しますか、一般国民層、投資層に、大衆層と申しますか、そちらの方に何か自分の方から近づいていく、これはこれまでには余り率直に申し上げても見られなかつたことでございませうけれども、その姿勢が打ち出されてきておるといふことが背景となつてゐる。この点が私はかなり大きな効果を持つておるのではないかと思ひます。ほかにもあるかもしれないが、大体主なところを申し上げればそういうふうなことであらうかと存じております。

○矢追秀彦君 いまお話をいたしました、そうなりますと、仮に来年度はどれぐらいの国債発行になるか、これはまあこれから問題でございませうけれども、今年度の実績を踏まえて、そのシ団の引き受けの中における皆さんのいわゆる枠というものが、いま一〇%というのが目安になつており

ますが、それを一三に上げるとか、一五に上げるといふようなことは希望なさいますか。それとも一〇%の枠で結構と、その点いかがですか。

○参考人村田宗忠君 実には、その一〇%と申しますのは、四十一年にこの国債発行が行われまして、その時に、シ団の中でお互いにシェアと申しますか、どのくらい引き受けるか、証券会社は、証券団は個人消化すると言つても、個人消化のどのくらいのものでやるかといふふうなことでございまして、そのときに大体めどといたしまして、その一〇%見当でしょうかといふことが、シ団内のシェアとしての、めどとしての一〇%といふことなんでございませう。それにも非常になかなか困難も先ほど申し上げましたように伴つておりましたけれども、何とかその辺には来ておるわけ

でございませう。一体、私どもの問題意識といたしましては、シ団内の一〇%といふので、一〇%やればいいのかといふと、それはまいらないといふのが、私どもの考え方でございます。要するにシ団の中のシェアといふのは、これはコップの中の目盛りみたいなものでございまして、一体それでいいのか。もっと国民経済的に見てどのくらい個人消化をしたらいいのかといふことがより大切だと、このように存じております。ただ、まあ先ほどお話のございましたように、インフレになつてなるところのマネーサプライ、そういうふうなことに對して安全圏に置いておくためには、どの程度の個人消化をしたらいいのかといふことが、もし数量的に把握されますならば大変幸いなんですけれども、これを把握することはこれは至難のわざでございませう。先ほど御答弁申し上げましたように、外国の例などを見まして、やはりアメリカで個人の消化比率が一六%でございませうから、もっとそれに近づいていかなきゃならぬのじゃあるまいかと、このように存じておりまして、急にそこまでいけるとも存じませうけれども、まあ一三、四%ぐらいまではどうやらこぎつけてまいりましたので、来年のところ一五%ぐらいに

は持つていきたいものだといふふうに考えております。

○矢追秀彦君 次に、公社債市場整備について伺ひたいと思ひますが、この育成に本腰が入れられてきておるわけですが、村田参考人の御意見、御希望として今後どういふ点をどういふように改めたらよろしいか、特に一番力を入れなきゃならぬ点は何点なのか。

それから、これは後で伊部参考人にもお伺ひしたいんですが、現在の日本の金融資産がやつぱり有価証券等は非常に少のうございませうね、外国と比べますと。大体全部銀行になつておる。そういう点で、その辺はいまの現状のままでよいのか、もう少し諸外国並みの方向へ変えていくのがいいのか、その点も含めてお伺ひしたいと思ひます。以上です。

○参考人村田宗忠君 ただいまの御質問の流通市場の整備の問題でございませうけれども、社債について申し上げますと、事業債について申し上げますと、昨年から一年間で大体五十兆の流通高でございまして、ことしから来年にかけましては六七十兆にいくんではあるまいかと思つておりますので、かなり事業債に關しましては流通市場も整備されてまいつたと、このように存じております。ただ問題は、国債であらうかと存じます。国債の流通市場につきましては、ただいま大体これでも大分ふえてはきたんでございませうけれども、月間千億ぐらいです。ふえてはきましたけれども、これを年間に直すと一兆二千億から一兆五千億ぐらいのもので、五十兆の事業債の出来高に比較いたしますと余りにも小さいのではあるまいか、かように存じております。

そのために何が最も必要かという先生の御質問へのお答えでございませうけれども、やはりまず第一に挙げるべきものは、発行条件がより一非常に御努力は願つておるのでございませうけれども、国債につきましては高く評価しておるのでございませうが、まあもう一息実勢に近づける御配慮を願ひたい。大体一つの金利体系全体が動きまうとき

には、国債もそれぞれの位置づけにおきまして改定されますが、もし市場実勢と発行条件との間にかなり乖離がございませうと、流通市場はやはり崩れてまいります。そういう時期には、全体の金利改定が行われる時期でなくとも、やはり勇断を持つて対処していただければ大変幸いである、このように存じます。

それから、もう一つの理由といたしましては、国債の流通市場にわれわれは本当に真剣に取組んでまいらなければならぬのでございませう。発行条件がより実勢化してまいりますこと、流通市場の中で非常によくできますのは、流通市場を形成されてまいりますためには比較的期間の短かいものが流通の主軸になつてまいりますものでございまして、国債につきましては、大部分が金融機関さんの保有にかかわるものでございませう。で、オペレーションもございませうし、比較的中短期のものが残存期間が少のうございませう。これがもし何らかの方法によりまして、残存期間の比較的小さい、短かい国債が市場に出てくると、やはり市場といふものは需給統合の場でございませうから、やはり供給も必要でございまして、そういうふうなものが出てくるようでございませうと、そう

いたしましては、私は、現在でも国債の流通市場の、何と申しますかポテンシャルは十分にあると、このように考えておるわけでございませう。

○参考人(伊部恭之助君) お答え申し上げます。ただいまの先生の御意見のように、金融資産は、日本におきましては銀行預金ほとんどでございませう。詳しくパーセンテージは頭にございませうが、たしか五〇%から六〇%が銀行預金である。それから、米同等におきましてはたしか二〇%前後、二〇%以下ではないかといふふうな存じておるのでございませう。もちろん私もこのことは、金融資産が多様化するといふことは、一國の金融市場、経済の発展のために非常に好ましいことだと、そういう姿がやはり進歩した金融市場であり、資本市場であり、経済の状況だ

す。

それにはどうしたらいいかということが問題でございまして、そういう場合にまた銀行はどうかと思うのと、こういう問題もございまして、まあ前提といたしまして、いまお話をございまして証券の流通市場が整備されると、つまり証券が金融資産として非常に人に好まれると、選好されるというには、やはりキャピタルロスがなしで、常に売りたいときに売ると、必要なときには売れるというようなマーケットが必要であるという意味におきまして、流通市場の整備というものが一つ大きな前提になっておりますし、それからもう一つは、やはり金利の自由化でございましょう。やはりこれがアメリカのように、いろいろな金融資産がみんなのそれぞれの選好によって選ばれると、しかもそれが常に流動し、流通しておると、動いておるといふことの背後には、やはり金利がきわめて経済合理性のつとて弾力的に機械的に動く、これが必要ではなからうかと、こういうふうに思っております。また銀行がそういう場合にどういう役割を果たすかということになりますと、これはまた預金銀行からいろいろな銀行業務がはかに波及してまいりまして、そういう一つの経済金融資本市場に相なりますれば、また銀行としての機能が新しくここに発生してまいると、こういうふうな思っておるわけでございます。以上をもってお答えいたします。

○近藤忠孝君 最初に、伊部参考人にお伺いします。

前国会で全銀協の中村会長が見えまして意見をお聞きしました。そのときの中村会長の話では、国債発行によりマネーサプライを増大させるけれども、現在はマネーサプライを増大させないで、インフレの心配は当面まずないと言っている、こういう御意見だったと思えます。しかし、今日の景気回復の特徴を見ますと、景気に先立って卸売物価が上がるということですね。それからまた景気回復のテンポを上回って卸

売物価が上がっているという、こういう事実がございまして、このままでは政府の当初見通しの達成は困難であるときえ見られていたわけですね、物価が再び重要な問題となってきたと思えます。しかし、政府の方では、国内景気の中たるみの問題と、それからもう一つ、IMF総会に示された黒字国の景気拡大の勧めもあって、財政支出の促進による景気拡大、こういうことに重点を置いて、どうも物価を軽視しているような、こういう印象を受けるわけです。こういう事態を見ても、需給ギャップ説というものがどうも間違っておったんじゃないかと、このように思われるんですが、これについての全銀協としてのお考えをお聞きしたいと思えます。

○参考人(伊部恭之助君) 近藤先生にお答えいたします。

マネーサプライの問題でございまして。最近のマネーサプライの動向でございまして、前年同月の伸びでは大体四十九年の九月が底でございまして、徐々にやっばり上がってきておりまして、本年度初頭以降は一五%から一六%ぐらい横ばい、そういう状態で横ばいになっておると思っております。こういう状態はマネーサプライの漸増傾向が、引き締め期間中に非常に圧縮された企業の手元流動性が、財政支出や輸出の増加を通じて回復してきたということではなからうかと、こういうふうに思っております。やはりこれは中だるみとは申しながらも、景気が明るくなってきたものの証左の一つというふうに判断をいたしておる次第でございまして、しかし、企業の資金需要の方を見てみますと、総じて先ほどから申し上げておりますとおり落ちついております。で、借りる方も非常に慎重になってきております。そして金融機関の融資態度につきましても、その先行きをよく見て運用しておると、今後マネーサプライが急増して過剰流動性が発生すると、つまり金融機関が貸し過ぎをしやしないかという面でございますが、これにつきましても非常に慎重な態度でいま臨んでおりますから、今後マネーサプ

ライが急激に増進をいたしました先生が御心配になるような過剰流動性が発生するというようなことはまずいまの段階ではないというふうに思っております。しかし先行き、今後こういう状態が進む過程でインフレがどうなるかというところが先生の御質問の御趣旨かと存じますが、そういうことにしましては、いま先生のお話のように、卸売物価が景気の現状に比べて上がっているのではないかと、今後はやはりインフレはどうなるかと、こういうことであらうと思っております。

で、確かに最近の卸売物価は全体の景気の実勢からして上がっておりますが、これは主としてやはり基礎産業に非常に多いんでございまして、原材料が、やはり石油ショック後の後遺症の一つとして非常に抑えられておったコストが、だんだんやはりそれに耐え切れなくて上がってまいりました。それから公共料金ややはり値上がりというようなことでございまして、やはりコストを割るというようなざりざりの線から何とかしてこれを回復しようというふうな意味の値上がりが多ございまして、これが卸売物価に影響しております。

でも、私どもが心配いたしておりますのは、こういうものがやはり心理的にインフレ気構えになりまして、買いためでございまして、あるいは在庫の積み増しでございまして、あるいは在庫の出でまいりまして、先生のおっしゃるような動きはひとつインフレにつながるんじゃないか、そういう時点において中央銀行と私どもが緊密な連絡をとって、これにどう対処するかということが今後の問題であらうかと、こういうふうに思っております。

○近藤忠孝君 次にお伺いしたいのは、今年度の公共債の発行は十二兆円を超えますね。そして、昨年の全国銀行の実質預金の増加が約十一兆円だったと思えます。ですから、今年度の公共債の消化だけで私は大変大きな負担になるんじゃないか、そういう数字だけ見てみますとね。で、その上に景気回復に伴う市中貸し出しが多少ともふえます

と、いわゆるクラウディングアウトの発生は不可避じゃないか、こう思います。それを避けようとする、すでに発行している国債の日銀買いオペは避けられないと思えます。そして従来政府や日銀はこういう説明しとったわけですね。成長通貨の範囲で国債の買いオペをする、こういうぐあいと言ったんですが、果たしてそれが守り切れるのかどうか、この点についてまずお伺いしたいと思います。

それからまた、もう一つの問題は、景気回復に伴う税増収が、それがあから政府に公共債の発行を圧縮してもらうという、これは前回の中村会長が言っておったことでありますし、日銀総裁もそう言っておったんですが、しかし、景気回復と税収増加にはタイムラグのずれがありますし、少なくとも今年度、年内見えますと増収が期待できる状況じゃないわけですね。そうしますとこの措置もとれない。やはり年度内の物価上昇は大変危険な状況にあるんじゃないかと、こう思っておりますが、こういった面からいかがですか。

○参考人(伊部恭之助君) いま先生の御提示になりました問題は非常にむずかしい問題でございまして、それで、今後出てまいります公債の発行額とそれから預金の増分との関係においてもなかなか困難な問題が出てきやしないか、こういう問題が一つございまして、それから物価の問題に、成長通貨に見合って通貨が出て物価に中立的な影響を与えてそれで済むかどうか、こういうことでございまして。

いまは金融情勢は緩和期でございまして、従来の緩和期には私どもは銀行の預金——ごく簡単に申しますならば調達資金と運用資金の差は、非常に調達面が大きくなりまして、いわゆる資金ポジションという言葉を使っておりますが、預金率と申しますか、あるいはさらにむずかしく言えば預金証券ということでございますが、要するに預金の方が多くて、貸出金が下がってきまして、この間の中央銀行から借りておりました金が多どん返ると、これが非常に縮まってまいるとい

ことでございますが、現在は資金需要の方が、さつき申しましたとおり、非常に少ないのでございいますから、それにまず対処できるということ、もう一つは、実は他の債券を売りまして、そうして資金のポジションを調達しているわけなんです。ね、他の債券を売りまして、それと同時に、やはり日銀の借り入れもふえております。でございいますから、今後税収の増加によりまして公債の償還があるいは発行が少なくて済むという理屈もいずれば、これはいいと思いますが、おっしゃるとおり、非常にそれはいいと思いますが、その間、どうするかに問題が、非常にやはり金融問題として、この点については金融政策当局に、非常にむずかしい、しかし適切な政策を御要望するということでございます。

それでも一つの問題は、国債は大量に発行して引き受けますが、引き受けた金は国庫から出まして、そしてまた産業界へ戻ってまいります。ですから、多少そのタイムラグがございませうけれども、もう一遍また銀行の預金になって返ってくる、そういう面もございませう。先刻御承知と存じますが、これに大きな影響がございませう。しかし、それにタイムラグがございませうから、その間をどうするか、それで成長通貨をその間をどうするか、こういう問題がございませう。それからもう一つは、引き受ける側の機関と、その流れた金を受け取るところで地域的にギャップがございませう。これをどうするか、こういう問題もあるわけでございますが、こういう点もやはり適切な政策御当局の政策の発動を希望する次第でございます。

○近藤忠孝君 特に年末に向けて、心配はないのかどうかですね。

○参考人(伊部恭之助君) 今年の年末にしましては、先生の御懸念になるようなことはないと思っております。これは、私もそのつもりでひとつ努力をいたしたいと思っております。いま、そういう懸念すべき条件は、いま発生はいたしておりま

せん。

○近藤忠孝君 それから次に、中期割引国債の話ですが、先ほども指摘があったとおり全銀協は反対の態度をとっておったという話ですが、その反対の理由をいろいろ聞くところによりますと、まあ利子についての不公平税制を助長させるんじゃないかと、そういったことが言われておったように思われるわけですね。その点間違いないかどうかという点、もしそうだといたしますと、現在の利子所得に対する源泉分離課税、そういう一つの特別措置がありますけれども、これについてどんなお考えをお持ちなのか、これについてお伺いしたいと思います。

○参考人(伊部恭之助君) この全銀協が中期割引国債で反対をしておったということは、全銀協自体として公に機関に諮ってそういうことを決めて発表したということはありません。

それから、先生のおっしゃいますその個人の利子の源泉課税による問題でございませうが、これはいろいろな立場でいろいろ議論が出るわけでございますが、先ほどのやはり税制による一つの政策を税の特別措置でやるという問題になってまいるわけでございませう。この源泉は古いものでございまして、最初はやはり消費を抑制し貯蓄を奨励するという一つの政策目的からこういう特別税制が出てまいりまして、その後もやはりそういう要請に基づいて、税率は上がりまして、それが、全国銀行協会連合会といたしましての代表といたしましては、やはりこの制度は存続をさせていただきたい、そして、やはり銀行のこの公債引き受けその他の原資を獲得するという面と、しかも、貯蓄を奨励するという面から、この制度の趣旨は依然として私どももいたしましてはぜひ存置していただきたいと、こういうふうに希望する次第でございます。

○近藤忠孝君 最後に、村田参考人に三点ばかりお伺いいたしますが、第一は、個人消化ということでありまして、現在の少額預金の非課税、それ

から郵便貯金の非課税、それから少額国債の非課税及び財形貯金の非課税制度がございませう。そういう制度のもとで、中期割引国債を買って有利になる層があると思ふんですね。大体それをどの程度のところにらんでおられるのか、それがまず第一点。

それから第二点は、中期割引国債の消化先は個人だけに考えておられるのか、あるいは、金融機関を除く法人が買うことがないのかどうか、この辺どうお考えなのか。

それから三番目には、中期割引国債が買ひオペの対象になるかどうかという問題なんです。これは、先日銀行局長にお伺いしましたら、理論的にはその可能性はあると、こういうことなんです。が、それを村田参考人はどう考えておられるか。この三点お答え願いたいと思ひます。

○参考人(村田宗忠君) 少額貯蓄非課税の問題でございませうけれども、一二％で一番有利になる層はどこかというの、これはちょっとむずかしい問題でございまして、一つは、所得階層別の分布状況がひとつつかめておりませんこともございませう。これは現在のまだ出ていないものについてでございませうけれども。

それから、そういうことでございませうのと、比較が非常に困難な点がございまして、少額非課税と、それから片方で源泉選税率と、この付利形態のものは御承知のように三〇％と、それから非課税と両方の制度がございませう。それから、付利形態でない現在の割引金融債のようなものでございませうと一二％一本、ということになりますと、一体どこが均衡になるのかちょっとつかみにくい状況でございませう。これが正直なところでございます。

それから、第二の御質問……。

○近藤忠孝君 消化先。

○参考人(村田宗忠君) 消化先が個人だけかどうかという、これは私も考えておりますのは、もしそういうふうなことに相なりますとすればでございませうけれども、これはやはり個人だけで

ございます。そのほかのいわゆる雑法人と申しますか、これにはまず入らないだろう、このように存じております。

それから、したがいまして、買ひオペの問題でございませうけれども、これはだんだん量が、非常に残高が将来、まあ新種国債につきまして、どういうものになっていたとしても、非常にふえてまいりますれば、これは金融調整の手段として御考慮の対象になるだろうと思ひますけれども、それはまあよほど遠い問題だろうと、このように存じております。

○栗林卓司君 伊部参考人にお尋ねをいたしますけれども、国債の大量発行と金融市場の関係ということではどうなんでしょうか、言われましたように、いわゆるクラウディングアウトが表面化しているとは見えない状況だと思ひますし、そういう資金需給関係だと思ふんですけれども、それは言っても、去年の暮れから今日まで大量の国債発行をしてまいりました。金融市場に影響が出ていないかという、どうも必ずしもそうも思ひないという角度で、いささか素朴な質問になるかもしれませんが、二点ばかりお尋ねをしたいと思ひます。

最初にお伺いしたいのは、先ほど国債発行についてはプライス・メカニズムを生かしてまいりたいという御主張がございました。で、理由として、一つは、国債発行の額とめというところをおっしゃいましたけれども、これはなかなかプライス・メカニズムを生かしても、歯どめになるかどうかというところは疑問でありますから、若干発行条件が悪くなっても財政当局者は目をつぶってこれは発行せざるを得ないということですから、必ずしも歯どめになるかどうかは議論があるところだろうと思ふんです。むしろ御関心があられるのは、準備資産、運用資産としての国債という面だろうと思ふんです。ここでは確かに言われますように、国債として発行するわけですから、ほかの公社債と水準も考慮しながら妥当な線に決めてもらいたい

と、まことにござつともだと思ふんです。ただ、それをも少し進めて考えてまいりますと、ほかの公社債の水準も、いわば相互に影響し合ひながら高めていくことになるはずまいか、これが金融制度なり金融市場にどういふ影響を与えるんだと、これがお伺いしたい点なんです。貸出金利の動きを見てまいりますと、最近の資料でも確かに全国銀行全般でなめてまいりますが、あらかた金利は下がっているんであります。その中で長期信用銀行だけが、いま手元にありますのは五十年七月からこしの七月までですけれども、微増、強含みで推移しているわけです。で、これは長期、短期合計の数字なものですから、短期だけ抜き出して内訳を見ますと、長期信用銀行も下がっているわけでありまして、ということは、長期資金、これが強含みだという意味だと思ひます。言っている意味は、国債の大量発行を背景にしなから、金融債の発行条件が、いわば利回りが高い段階で発行してきたということではないかと思ふんです。で、今日でさえこの状況であつて、国債の発行条件もプライスメカニズムに従つてもいいというところになりますと、金融債としてもより有利な条件ということのずからなつてくるんじゃないか。そうなりますと、金を借りる側から見ますと、預金をもとにして都市銀行、地方銀行から貸してくれるものならよほどいいやというところになりますまいか。いまでも下がっているわけですね。ということは、プライスメカニズムに従つて国債を発行してもらいたいという御主張は、よく考えてみますと、金融債というものを長期資金調達にしているいまの金融のメカニズムを、みずからいわばクラウディングアウトしていくと、そういう可能性を持つていたのではないか。しかも、今日資金需要が大変緩んできたといひながら、この長期資金、いわば金融債を原資にした長期資金だけは貸出金利がじりじり上がつてゐる。しかも、融資高を見るとむしろ減つてゐるわけですね。非常に今でさえ異常だ。いわんや御所論に従つて考えたら、長信銀もつて何となすという

変革の窓口に立つてゐるということを合めてお考えなだらうか。はてさてこの問題どうしたらいいんだらうかというところが御質問の第一点です。○参考人(伊部恭之助君) お答えいたします。栗林先生にお答えいたしますが、非常にそれはむづかしい問題でございまして、この流通市場の整備ということから申しますと、やはりすでに常証券が自由に流通するという姿を求めなければならぬ。それにはやはりそのときどきの市場の価格というものが合理的に決まりまして、それによつて買い手と売り手が市場で物を動かすということに、証券を動かすということになるわけでありまして、現在、高度成長期の過渡的な低金利政策を経まして、いまだんだんと金利が——低金利時代には非常に政策的な低金利政策がとられてきたわけでありまして、しかし、四十年代後半に入つてからは、やはり経済構造に変化を生じましていつまでも低金利政策を続けることができない状況になつてまいりました。このために金利は徐々に実勢に近づきつゝあるわけでありまして、いまの金利が本当に実勢かどうか、これを何によつて決めるか、ここに一番むづかしい問題があるうかと存じます。

これは非常に理屈っぽい問題になりまして余り実効はないんでございまして、私がきわめて端的に申し上げますならば、やはり弾力的に金利が自由に動く、敏感に動く、こういうシステムがまず改善されながらできていくということによつて、何が適正なやり方であるか、金利であるかということがおのずから決定されて、それからものが動くということになるのが、やはり最も自然であり、そういう方向にものを考えてまいりますことが必要ではなからうかと、まあこういうふうにお考えいただけます。今後大量の国債が出てまいりまして、できるだけやはりこの流通化を図るということとともに、個人消化を必要とする、個人消化の部分を広げていく、これは全くそのとおりで異論はないんであります。先ほど来、ちよつと余談にわたりますが、割引

国債の発行につきまして、全銀協は反対をしておるといふことではないかということでございまして、これは全く賛成はいたしておりません。また反対のまだ決議をしたわけではないんでございまして、たまたまごく最近になりまして、いよいよ中期国債の骨格がこういうものである、十分これをシフトにおいて検討してくれと、こういうことでございまして、引き受けシフトにはそれぞれのいろいろな機関が集まつて国債を共同で引き受けておられるわけでございますから、ここで十分に慎重な、しかも、十分な検討を経まして、そうして合意の上で、発行者と十分な合意を得てこの問題を解決していくといういま段階でございまして、それはいま早速飛びついて賛成をするという意味でもございませぬし、反対論を正式の場で公に全国銀行協会連合会として公表しているわけではございませぬが、しかしこれは、今後シフトにおいては十分に検討するといふいま段階であることを先生方に御連絡申しまして、早速この問題は二、三日うちから真剣に始めるつもりでございしますので、御了承くださいたいと思ひます。

○栗林卓司君 いまおつしやいましたように、個人消化といふのは、銀行の側から考えても決して間尺に合わない話ではないんぢやうと思ひます。なおかつその個人消化で、中期割引債の問題も含めて取り組むと言つても、金融債を長期資金調達の原資として金融機関の部分はどうかするかとこの問題は残つてしまふんじゃないか、お答えづらいかと思ひますのでお答え求めませんけれども、ただそこで、いま何が一番妥当な金利水準かというお話がありましたので、これも大変漠とした質問で恐縮なんですけれども、續けて教えていただきたいと思ひますのは、いまここで三兆七千五百億円の特別債の議論をしておりますのは、実はいろいろな前提がありまして、財政の単年度主義あるいは財政当局が収支の見積もりに対して大変慎重である、あるいは仮に赤字が出た場合には、それは日銀に持つて行つちやいかぬぞと、いろいろ前提条件があつていまあらかじめの議論をして

いるわけですから、制度の前提が変わつてくると、いまの段階で特別債を議論しない、これは後回しということも決してむづかしい想定ではない。現実には合ひませぬよ、合ひませぬけれども、質問の一つの前提にはなるんじゃないか。いまこのことを伺つてゐるのであります。

そこで、いまよく申し上げましたのは、もし国債が、特別債と限定していただいても結構です、建設公債でも結構なんです、大量発行というのがなかったら、私は金利水準は、妥当であるかどうかは別にしまして、やっぱり下がつた。いまの金利水準は、先ほど申し上げましたように、都市銀行、地方銀行、信託銀行下がつておりますけれども、これは実は国債の大量発行というところによつて支えられた金利水準。そうすると、国債発行がなかったとしたら下がつたであろう水準と、現在の水準の差というのは一体何なんだ、これを伺いたいんです。

そこで、つけ加えて申し上げますと、まあいまの財政状態から考えますと、とても出さないのであるものかといふところがあるかもしれませぬけれども、いま民間企業が悩んでいるのは、金融費用であることは御承知のとおりですから、国債を発行しない、よつてもつて金利が下がる、金融費用が下がるということになると、そちらからの税収も期待できる、決してこれは税収面からもむづやな前提では私はないと思ふのです。ただタイムラグはありますよ、ありますけれども、ただこうなつてくると、じゃ、資金供給関係どうなるかといふと、景気はすぐよくはなりませんから、新しい設備資金需要は起きないでしようけれども、必ず起つてくるのは借りかえ需要、より低い金利を求めての借りかえ需要が起つてくる。というところは、金融業界の中に自然淘汰が起る。私は、高度経済成長時代から減速経済に入つたんですから、金融の中でも自然淘汰が起きてもいいと思ふんです。それをどういふうぐいに大きな障害なしに乗り越えるかは別な相談ですけれども、ただ結果として国債の発行といふのは、いかなる金融機

関といえども、それぞれにつぶれないで利益を上  
げられる金利水準というのは結果として維持して  
いる。このことを一体どう思つたらいいんだ。逆  
に言つと、賢明な財政当局者の手腕のおかげで赤  
字公債から離脱したときに一体どうするつもりな  
のか、そこにつながつてくる話にもなります。

そこで、もう一遍戻りながら、二つの金利水準  
を比べて考えますと、いま実は資金は緩んでいる  
というお話なんですけれども、なるほど高度経済  
成長時代から比べれば、いまは緩んでいるかもしれ  
ませんが、減速経済という新しい物差し  
で見たら、いまでも資金はもう詰まっているんじ  
やないか。したがって、クラウディングアウトと  
いうのは、減速経済という新しい尺度で見たらも  
う出ているんじゃないだろうかこれを伺いた  
い。

○参考人(伊部義之助君) 非常に先生の御質問は  
高度のむずかしい御質問でございますが、まず公  
債が発行されないでいたならば金利はどうであつ  
たか、いまの金利とどういふ関係になつておつた  
かということでございますが、これにはいろいろ  
な想定が必要でございますが、もし公債が発行さ  
れておりませんならば景気が一体どうなつて  
いるか、こういう問題がまず第一に頭に浮かんで  
まいります。そして、景気はさらにこれは停滞を  
いたしましていろいろな問題が発生してくるの  
ではないか。それがまた逆に税収にはね返つてくる  
というような状態にあつたのではなからうか。し  
たがいまして、景気の停滞による税収の不足を埋  
めるという問題は、一応いまの問題とは別でござ  
います。建設国債というような国債の発行によ  
りまして、市中の資金を吸い上げましてそれを景  
気刺激に放出する。これはやはりあつてしかるべ  
きことであつたと存するのでございます。それで  
もなお景気が浮揚できない特殊の事情が石油ショ  
ック等々でございまして、税収の不足をついに特  
例国債で発行するという事態になりましたが、し  
かしその金利と、それからそういう公債が出な  
かつた場合の金利——これは恐らく非常に不景気に

相なりまして金利は非常に下がると思います。そ  
こにおきまして、さつきおっしゃいましたよう  
に、金利の選好が始まりまして金融機関の間に非  
常な資金の移動が起こります。効率の悪いコスト  
の高い金融機関が、やはりみずから不景気の中に  
飛び込んでいく、こういう状況になつたであらう  
ではなからうかというふうに考えておるわけでご  
ざいます。

それからもう一つの問題は、クラウディングア  
ウト、これは先ほど申しましたように、いま金融  
が緩んでおると申しましたのは、これだけの国  
債発行を引き受けまして、しかもなお非常に窮屈  
で、日銀に泣き込んだり、あるいは市中の貸し出  
しを断つたりするということではないんだとい  
う意味でございまして、非常に限定された意味の  
緩んでおるといふことでございます。したがいま  
して、決していま金融が本当に緩んで金利が下  
るべき状態にあるという状態ではないと、要する  
に、これだけの公債を発行しながらも、また市中  
金融は応じられる状態にあるということござい  
ますので、その関係からは金利に——先ほど私が  
申しました緩んだという意味の金利に対する影響  
はそんなにございませんとお答え申し上げま  
す。

○委員長(岩動道行君) 参考人の方々に、長時  
間にわたり貴重な参考意見をお述べいただきまし  
てまことにありがとうございます。お述べいた  
だきました御意見は、本案の審議に十分役立たせ  
ていただきたいと存じます。本日はありがとうございます。

本日の質疑はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十五分散会